

西鶴『本朝桜陰比事』考

——三田さんだの山公くま事と巻一の一——

森 田 雅 也

一、はじめに

西鶴の『本朝桜陰比事』（元禄二（一六八九）年正月刊）は、四十四章からなる短編集である。すべて、「王城」すなわち京都を舞台とした比事物である。比事物とは、江戸時代にはやった名裁判物を指すが、ここでは、名奉行が民事、刑事等幅広い事件を解決する話となっている。嫌が上にもその実話に近いサスペンス性に読者の期待は集まる。西鶴としても、その巻一の一の冒頭で、

夫、大唐の花は、甘棠の陰に、召伯遊んで、詩をうたへり。和朝の花は、桜の木かげゆたかに、歌を吟じ、……とするように、『本朝桜陰比事』が、中国宋代の『棠陰比事』（桂万榮編）を対抗意識にあることを宣言している。

数々の西鶴作品において、編集意図を宣言するのに「序」がその役割を担っていることは自明である。しかし、その「序」がない場合はどうであろうか。それは『本朝桜陰比事』に先行する『日本永代蔵』（貞享五（一六八八）年刊）巻一の一の冒頭で確認するように「巻一の一の冒頭」がその役割を果たしている。『本朝桜陰比事』巻一の一の

冒頭が特にその傾向顕わなることは、すでに拙稿『本朝桜陰比事』における創作視点⁽¹⁾で論証している。

それでは、『本朝桜陰比事』巻一の冒頭だけではなく、内容はなぜ、巻頭を飾るにふさわしいのであろうか。言い換えれば、なぜ、『本朝桜陰比事』全四十四章から、この章が冒頭に選ばれたのであろうか。『本朝桜陰比事』は全章の順番が、年代順はもちろん、初版初印本の題簽⁽²⁾などにもみるテーマ別のような画一的な分類方法を用いても説明がつかない。また、いまだ各章の内容を分析することによって、各章の配列を考察しようとする研究方法も行われていない。その意味では、従来の研究において、このことが正面から扱われたのは、杉本好伸氏⁽³⁾のご研究以下少数な

い。本論考においては、その点を巻一の一の典拠となったと考えられる、現在の兵庫県三田市に残る、江戸時代の山公事訴訟および三田の伝承に依拠し、その世界との関係から、この章が『本朝桜陰比事』の冒頭に選ばれた理由を解明することを目的として、以下論じるものである。

一、『本朝桜陰比事』巻一の一「春の初の松葉山」

まず、西鶴『本朝桜陰比事』巻一の一「春の初の松葉山」の本文を以下にあげる。(波線部は森田。後述。)

夫、大唐の花は、甘棠の陰に、召伯遊んで、詩をうたへり。和朝の花は、桜の木かげゆたかに、歌を吟じ、此時なるかな、御代の山も動ず。四つの海原、不断の小細浪静に、王城の水きよく、流のすゑの久しき、ひとり翁あつて、百余歳になるまで、家に杖突事もなく、善悪ふたつの耳かしこく、聞伝へたる物語り、今の世の慰さみ草ともなりて、心の風に乱れたる萩も薄も、まつすぐに分れる道の、道筋の広き事、筆のはやしにも中々書つぎずして残しぬ。



むかし、都の町に、高家の御吉例を勤むる年男あつて、毎年十二月廿一日に定めて、丹波堺なる里の山入して、御かざりの松をきりける。此山の東の麓に里有、西のふもとにも里有、此両所の入組の山にして、年々庄屋出合、山ざかいのあらそひやむ事なし。爰をかざり山とて、古代より切所に極まる記録を持つたへ、「此山は我しはいの所」といふ。又、一方の庄屋も巻物を出しけるに、双方一字一点違ひなく、なを此事すみ難し。扱又、高根の景地に、大同年中の建立といひ伝へて、楠木作りに、一間四面の観音堂あつて、ないじんの戸びらは、昔日より釘付にして、本尊拝たるためしなし。つゝに灯明の影もせず、参詣の人もなく、柴男の休み所となつて、御仏前は木の葉に埋もれおはしける。此堂の事、第一あらそひ、訴状さしあげ、山公事に取むすびぬ

時に両里の庄屋を京都にめされ、「同じ記録を持つたへし事、子細あるべし。此巻物に、観音堂事は、何ともしるし置ざり。記録は大同より後の年号也。秘仏といへば誰か拝せし者もあるまじ。然ども、我くどもは様子をしるべし。何観音の尊像なるぞ、両方より申出べし。云当しかたの堂に申付べき」との御意なれば、爰ぞ思案大事の所也。一方より

は、「清水寺の御同体千手観音」と申上る。又、老人はしばらく頬づかえして、分別極め、「如意琳観音」と申上る。両方極めさせての後、丹波に御役人をつかはされ、彼堂の戸びらを引明しに、各別なる事にて、おのゝ横手をうちける。すさまじき神鳴の形を、八方へ鉄の鎖を掛ていましめ、目を留て見るも身のふるへる事也。

京都に帰りて、此ありさまを言上申に、さのみ不思議にもおぼしめされず、洛中の仏師を残らずめしよせられ、「もし此神鳴の像を刻みたる事を聞伝へたる細工人はなきか」と、御たづねの時、其比、五条の大仏師、法橋民部といふ者、六代の先祖、是を作りたる家業のまき物、さしあげしに、「後小松院 応永元年霜月十八日の夜、大雪ふつて、雷なり出し、其数しらす落か、つて、諸木をくだき、里の屋を破り、人の命をとる事、男女に式十四人、万民のなげきなる時、北国がたより真言の旅僧きたつて、是をふうじ籠られし後、此山里に虫出しの神鳴さへ音なく、是をよろこび、其像を作りて、此所ひさしかれと祝ひ籠、両里より是をあがめ、雨乞の願ひをせしに、叶はざるといふ事なし。其事、里人すゑになつて、とめこし候とぞんじたてまつり候。私先祖是をつくり申候証拠には、則岩座のうちに、書付残し候と、此巻物に見え申候」段言上申せば、臺座を改めさせ、御らんありしに、ひとつの折紙あつて、仏師が申せし通り、すこしもたがはず、願主は両里の庄屋なり。其比は鞆冓の中なる事しれきたれり。

「扱は記録 一方より書移して遣はしけると見えたり。昔日縁者なれば、今もつて外の義にあらず、自今以後は、申合て此堂をかぎつて、東西の山を守るべし。松は先例にまかせ、一方の山にて十式本づ、きつて、十二門の松をたてまつるべし」と、仰せ付させられ、永代かはらぬ松葉山、ちよに八千代と、祝ひおさめける也。以上がこの章の全文である。梗概をあげれば以下である。

——京都の高家の正月吉例を勤める男があつて、松飾りの松を丹波の山里で切り出していた。この山には、東と西にそれぞれ村があり、この山の所有権をめぐる争いが絶えなかつた。と言うのもどちらの村の庄屋も古くか

ら、所領についての記録を持ち伝えてきたが、どちらの巻物も、一字一点違わない、全く同じ記録であったからであった。その山の上には荒れ果てた地藏堂があったが、昔から内陣の扉は釘付けにされており、本尊は誰も拝んだ者がいないという、謎の地藏堂であった。両村はこの観音堂の所有争いの訴状を京都奉行に出して、ついに山公事となった。お上では肝心の観音堂を争点に定め、両村の庄屋を京都に召し出し、地藏堂のご本尊をお尋ねになったところ、論が割れた。そこで、丹波へ役人を使わし、地藏堂を開いたところ、本尊はもの凄まじい雷神の像を八方へ鉄の鎖をつけて縛めたものであった。

お上は、京都市中の仏師を集めて、この雷神を彫った者をお尋ねになったところ、この像を作った子孫が記録を持ってあらわれ、その像がある僧に村に害をなした雷を鎮めてもらったことに由来して作られたものであることを申し上げた。その作った証拠も一致し、この雷神が作られた経緯が判明したが、施主は訴え出た両村の庄屋であった。また、当時は両村の庄屋が婿と舅の間柄であったことも判明した。お上は、記録も両村が仲の良かった頃にどちらかが書き写して所持していたものであろうから、両村仲良く話し合い、地藏堂を境界として、松の伐採も平等にすることを判決して下された。——
というものである。

先学の御指摘として、雷に注目して酒吞童子や菅原道真伝承と結びつけられている例がある⁽⁴⁾。

そのような中で、この『本朝桜陰比事』巻一の一の雷と山公事のモデルではないかと考えられる山公事の事件を見つけた。山公事とは、山林の所有権、伐採権、境界などに関する訴訟である。近世に限らないことであろうが、山の所有権、入会権をめぐって、隣接する両村で争いごととなることは多い。力で解決する時代と違って、平和な近世には土地問題の訴訟は多く、山公事の例も多い。それは、三田の地で起こった事件である。次章で論じる。

三、三田の山公事と「くわばら」伝承

それは、『三田市史』に記されている。原文を探し得なかったので、『三田市史 下巻』から、その箇所を引用する⁽⁵⁾。

「第二編第六章第八節 九鬼氏統治時代 山論（山公事）」・「天和二（一六八二）年の山論絵図」

……寛文六年有馬郡の山論があつて十五、六年の後、天和二年の山論絵図（畳二畳敷位の大きさ）が残っている。この絵図に書いてある判決によると天和二年三月十二日京都御奉行前田安芸守様、井上志摩守の御前において山論の出入は波豆村の非分（負け）、桑原村山田村の理運（勝訴）となつて落着した。すなわち両方の相絵図を御前においてその写を書き留め両村の山堺はとどり松の尾よりなめし谷、大岩が山高見通し、はぜのたにまでと永久に定められた。前中丈太郎氏藏、天和三年八月の文書にその時のものがある。その内容は、三田、田中両村と山田、桑原両村とが山論の判決に従わず上様が実検使をつかわされた。桑原村山田村に証拠が成立するから三田、田中には塩生野村へ山手米申し付けこれは三田田中方の敗訴にて、境目は岩鼻より嶺べを行き、右手つなどまり迄である。万一後年山論を起すような時は、上様より御成敗あるべきものである。

天和三年八月 貞清、村貞、三田村田中村年寄中……とある。

『本朝桜陰比事』巻一の一は山公事であるから、右のような山公事の記録と照合すれば、場面展開が共通するところが多いのは当然であろう。天和三年の文書によれば、「実検使」がつかわされているが、『本朝桜陰比事』の場合も直接役人が地藏堂まで来ているので、同様かも知れないがモデルとしての論拠には至らない。

ここで問題になるのは、『本朝桜陰比事』巻一の一の挿絵と三田の山公事の訴えた村の一つが「桑原村」であるこ

とである。

『本朝桜陰比事』の挿絵の解説として、『新編西鶴全集 第三巻』の巻一の一の挿絵解説をひく⁶⁾。

背景は松葉山。章題に呼応している。神鳴を縛り上げておるが、真言の旅僧に封じ込められ、雷神の像として八方にへ鉄の鎖で縛られたまま鎮座していた来歴によるか。行列の先頭に先棒を持つ三人が描かれているが、これは「丹波に御役人をつかはされ」に呼応し、科人を引き立てて練り歩く呈か。いずれも返し股立ち姿であるが、素足の者もあり、身分は高くなく、下役人ないしは村人といえる。

雷神像をさし荷ないする二人、右面の肩衣の五人は村人か。五人のうち、四人は雷太鼓を持ち、残り一人は撥のようなものを持つ。雷神は、『西鶴諸国はなし』巻二の七や『日本永代蔵』巻二の二にも描かれているが、この挿絵の雷神の腰巻きは豹柄である。虎皮ならぬ豹皮の腰巻きをつけるのは、当時、虎の雌が豹と信じられていたからであり、他意はない。

ここで注視すべきは、『本朝桜陰比事』の挿絵の中に、本文にはない、雷神のみじめに捕縛された姿と雷神の捕縛を喜ぶかのような村人の姿をわざわざ書き入れている点である。

西鶴と作品の挿絵の密接な関係についてあらためて論じるまでもないが、本文と挿絵との関係に西鶴の創作視点がうかがえることは確かである。

ここでもこのような雷神について挿絵で強調するということは、西鶴にとって、仏師の語る雷神像作成の理由が重要な筋組であることを物語っているといえよう。

ところで、先述の三田の山公事の桑原村には、全国的に有名な雷神伝承が残っている。これも『三田市史 下巻』から以下引用する。

「第三編第二章第二節 著名な伝承」 「桑原欣勝寺」

昔桑原村欣勝寺の井戸に落雷があった。時の和尚はその雷の落ちた井戸に蓋をしたので雷は出られなくなり、「これからは決して落ちないから蓋をとってくれ」と頼んだ。和尚は雷と堅い約束をしてその蓋をとってやった。それから桑原へは雷が落ちないし、広く雷除けのお守をこの寺では一般に授与している。毎年五月頃になると諸国からそのお札をもらいに来るものが多い。

何か身に危険が迫るような場合にはよく「桑原、桑原」というがこの落雷の話にまつわるものとしておもしろい。

寺伝によれば、この雷の伝承は弘治二（一五五六）年夏のこととしているので、西鶴の『本朝桜陰比事』成立時には、広く知られていたものと考えられる。

『本朝桜陰比事』においても、挿絵で確認したように村に相当な被害を与えた雷神を封じ込めたことを全面に出している。また、雷神を封じ込めてからは、「此山里に虫出しむしの神鳴さへ音なく」と、この山公事の舞台となった山里だけが、雷神の被害より免れたことが書かれている。けっして、偶然によるものではあるまい。

さらに興味ひかれることは桑原村であるということである。

今日でも、落雷の難から逃れようとするとき、お題目のように唱えるのが「くわばら、くわばら」である。

『古語大辞典』（角川書店）の「桑原」の項には、「感雷地震などのときに唱えるまじないのことは」として、「くはばら」を引き、先述の「欣勝寺」と同様の伝承を「和泉国和泉郡」として記す『秉穂録』の箇所を引用し、他の語源として、「撰津国有馬郡三田の桑原欣勝寺の通元和尚の説話」とあげ、「桑原は菅公所領の地名である、時平の一族で桑原中に逃れて災いを逃れた者があつたとかの諸説がある。」と説明している。

ちなみに引用書『秉穂録』は、寛政七（一七九五）年刊。岡田新川著。この書が後世の記録であること、著者岡田新川が畿内から外れた尾張藩士であることなどから、絶対的資料とは言えない。

いずれにしても、他の辞書類などにも「くわばら」の語源として、「欣勝寺説話」を引くものが多く、雷除けの「くわばら」として、三田の桑原村にある欣勝寺というのは、西鶴の頃にもすでに人口に膾炙した伝承であったと考えられる。

それゆえに、西鶴は当時の読者の期待にあわせ、桑原村で起こった山公事という事件を「雷封じ」ということで、面白おかしく戯作化したのではないであろうか。

言いかえれば、『本朝桜陰比事』巻一の一は、天和二年の三田の山公事がモデルであるということを一部の読者は知っていたということである。

しかし、まだ数点疑問に残るところがある。「大同年中」「後小松院、応永元年霜月十八日の夜」などの年時であるが、これは西鶴独特の数字のマジック、韜晦性の手法といえよう。つぎに西鶴が雷神を封じ込めた人物を「真言の旅僧」としている点である。

この「欣勝寺」の寺伝について調べてみると、天禄年間（九七〇～九七三）に清和天皇より分かれた源満仲の開基を伝えており、真言宗の道場で桑原山欣浄寺と称された古刹であった。その後、安貞二年（一一二八）曹洞宗の開祖道元禪師が二十八歳のとき留学から戻り、保養のため有馬温泉に入湯した際に、桑原の地に立ち寄り、この寺の山が宋の不老山に似ていることから太宋山欣勝寺と命名し、曹洞宗に改宗、今日に至っているのである。

開基が「真言宗」であること、道元禪師が「旅僧」として立ち寄ったことを併せれば、「真言の旅僧」となり、このように形象することが、直接の雷神封じ込めの和尚と食い違っても、桑原村の「欣勝寺」を読者に想起させるには一役買っていたといえよう。

また、なぜ山公事の場「三田」が「丹波堺なる里」としたかという問題もある。本来、三田は北摂とされ、丹波と境を一にしているわけであるから、問題にする必要がないともいえる。しかし、蛇足気味に三田藩主のことについて

てふれる必要がある。先述した三田藩主九鬼氏は戦国末期織豊政権を支えた水軍の雄であった。志摩国から海を奪われた三田に入部したのは寛永十年のこと。それ以前の藩主荒木平太夫、山崎堅家、有馬則頼、松平重直氏は摂津三田藩主である。九鬼氏になって、所領は三田藩三万六千石とされるが、内訳は摂津国有馬郡三万と丹波国氷上郡六千石であった。この加増は九鬼氏が鳥羽より所替えになるまで五万五千石であったことによるのであろうが、三田藩を摂津国として、丹波国と切り離す見方は当時の人々にはなかったのではないかと考える。むしろ、三田藩と言えば、摂津国と丹波国が混在しているというのが、当時の人々の共通理解ではなかったかと考える。「丹波堺なる里」を三田藩の村々としても、齟齬はなかったのではないかと考える。

以上のように分析すると、「天和二年の三田の山公事」は『本朝桜陰比事』巻一の一のモデル素材として差し支えなからうし、西鶴としてもそのことを読者に伝えたかったのであろう。

残っている問題として、なぜ、京都の役人が「丹波堺なる里」の山公事を裁いたかという問題がある。三田の山公事の場合も京都奉行が裁いている。この点については『本朝桜陰比事』の本質性に関わる大きな課題なので、次章で論じることとする。

四、山公事を裁いた京都町奉行

この三田の山公事を裁いた人物とは「京都御奉行前田安芸守様、井上志摩守の御前」とされている。「前田安芸守」とは、「京都東町奉行前田安芸守直勝」のことで、在任期間は寛文十三年二月十三日から元禄五年四月一日まで、約十九年間京都東町奉行を務めたこととなる。同じく「井上志摩守」は「京都西町奉行井上太夫衛門正貞」のことで、在任期間は延宝七年三月四日から元禄二年十一月十二日まで、約十年間京都西町奉行を務めたこととなる。

『本朝桜陰比事』が刊行されたのは元禄二（一六八九）年正月。その当時、実際に京都と畿内を統治していた両奉行は「前田安芸守」と「井上志摩守」であったのである。

ここで「京都町奉行」の職制について『徳川幕府事典』⁷⁾より引用したい。

定員二名。芙蓉之間席。諸大夫。老中支配。一五〇〇石高。役料六〇〇石。与力二〇騎、同心五〇人を付属する。寛文八（一六六八）年に任命された雨宮正種・宮崎重成を初代とする。東西の両役所があり、京都市政全般を管掌したほか、禁裏の警衛や、所司代不在時の所司代代理も務めた。畿内近国八ヶ国（山城・大和・河内・和泉・摂津・播磨・丹波・近江）を支配したが、享保七年に山城・大和・近江・丹波の四ヶ国支配となった。伏見奉行や大津代官を兼帯した時期もある。慶応三年十二月廃止。

波線で示したように、京都町奉行は京都の民政、司法、警察のみならず、西鶴当時は「摂津」「丹波」など畿内八ヶ国も管理していたのである。もちろん、山公事のような問題は藩ではなく、京都町奉行に訴えていたことがわかる。

すなわち、『本朝桜陰比事』の場合も三田の山公事の場合も京都町奉行に訴え出ているわけで、当時として正しい手続きであったわけである。

となると、『本朝桜陰比事』巻二の一名判官は、京都町奉行の名裁きとなるわけである。さらにこの山公事を三田の山公事とすれば、京都町奉行の「前田安芸守」「井上志摩守」の手柄を描いた話となるのである。先に示したようにとともに約十九年間、約十年間、その役職にあり、京都の町衆から慕われていたことはわかる。特に『本朝桜陰比事』刊行時は、両人の声望最も盛んであったはずである。

さりながら、『本朝桜陰比事』を論ずるとき、先学が必ず検証されたのが、板倉所司代親子の名裁判を集めた『板倉政要』であった。『本朝桜陰比事』の口語訳や解説にも所司代とするものが多い。しかし、「京都所司代」の職制は

以下である。同じく『徳川幕府事典』より引用したい。

定員一名。侍従。役知一万石。大坂城代や奏者番、寺社奉行から就任し、所司代辞任後は老中、西丸老中などに昇格する例が多い。慶長五年九月に任じられた奥平信昌を初代とする。朝廷や西国大名の監察、京都諸役人の統轄にあたった京都・西国支配の要となる重職。与力五〇騎、同心一〇〇人を付属する。慶応三年十二月廃止。

つまり、西国大名の監察がもっぱらで、京都における治安統轄は行うが、実際におこった京都での事件に直接の裁きを下すということはほとんどなかったはずである。

もちろん、所司代は東町奉行と西町奉行の上司であるが、歴代所司代は、初代から『本朝桜陰比事』が刊行される時期まで以下のように変遷している。

奥平美作守信昌	慶長五（一六〇〇）年～慶長六（一六〇一）年
板倉伊賀守勝重	慶長六（一六〇一）年～元和五（一六一九）年
板倉周坊守重宗	元和五（一六一九）年～承応三（一六五四）年
牧野佐渡守親成	承応三（一六五四）年～寛文八（一六六八）年
板倉内膳正重矩	寛文八（一六六八）年～寛文十（一六七〇）年
永井伊賀守尚庸	寛文十（一六七〇）年～延宝四（一六七六）年
戸田越前守忠昌	延宝四（一六七六）年～天和元（一六八一）年
稲葉丹後守正往	天和元（一六八一）年～貞享二（一六八五）年
土屋相模守政直	貞享二（一六八五）年～貞享四（一六八七）年
内藤大和守重頼	貞享四（一六八七）年～元禄三（一六九〇）年

このように並べると、『板倉政要』で有名な板倉親子は約五十三年間にわたって、京都の安寧をはかった功労者と

いえる。京都の町衆に慕われていたことは想像できる。ちなみに後世の『大岡政談』の大岡越前守忠相は、江戸町奉行を南町北町あわせて約二十年間に長きにわたって務めている。ともにそのカリスマ性を持って名裁判官として名を残したわけである。

ところが、西鶴の頃の京都所司代を見ると、その交代は早い。特に『本朝桜陰比事』執筆当時には、めまぐるしいばかりである。ということになれば、やはり、『本朝桜陰比事』は京都町奉行「前田安芸守」「井上志摩守」の治世を褒めたたえているということになる。

和朝の花は、桜の木かげゆたかに、歌を吟じ、此時なるかな、御代の山も動ず。四つの海原、不断の小細浪静に、玉城の水きよく、流のすゑの久しき

という表現がこの二人の治世にのみ向けられるものでないにしても、手に取る二人の奉行には嬉しいものであり、特に二人が裁いた三田の山公事を巻頭の巻一の一に据えるということは、いっそう花を添えることとなっている。さらに巻一の一を

永代かはらぬ松葉山、ちよに八千代と、祝ひおさめける也

と結ばれては何も言うことはない。

これは世辞や形式的な祝言形式の踏襲であろうが、ここまで西鶴はお上に気を遣っていたと言えるのではなからうか。

それは、やはり、京都での裁判物という御政道を題材として、出版取り締まりにかなりそうなテーマを選んだ西鶴の配慮と言うべきであろう。書き出しを「昔」という書き出しにしたり、『本朝桜陰比事』の巻頭と巻末に翁を登場させて翁物語の呈にするなどの工夫も同様の意図によるのであろう。

その努力によって、御政道物ながら、写本『板倉政要』と違い、出版が許されたのではあるまいか。一部の読者に

も巻一の一が、あの雷除けで有名な三田の桑原村の山公事と知られることで、奉行以外や関係者以外の読者にも、この『本朝桜陰比事』が現代の裁判物と默契されたのではないかと考える。

もつとも、そこには京都町奉行と本屋仲間以前の出版システムというものが明らかにされなくてはならないが、それは課題としたい。

ところで、この三田の山公事という情報は西鶴にどのようにもたされたのであろうか。西鶴と結びつく情報源を有すためには、三田に何らかの文事のネットワークがあつたはずである。その点について、以下むすびにかえて、検討を加えたい。

五、近世三田の文事

近世における三田は九鬼氏三万六千石の城下町として知られていた。現在の三田市市街の基礎もこの時代の城下町のととき、形成されたとされるが、都市としては、中世の永祿年間すでに真言宗金心寺の門前町として誕生したと言われている⁹⁾。

ここで、近世に先立つ、中世の三田の文事について考えてみたい。しかし、中世の文事について、今回調査を行ったが、先人が記されている研究書、もしくは論文について未見である。もちろん、基本調査には『三田市史』等歴史、郷土史資料を参考としているので見逃している可能性は高いが、直接的に文学に関わる人物を排出していないことは確認できる。

中世の三田は戦乱の中にあつた。多く、どこの国の歴史でもそうであるように、平和な時代にこそ文事は育まれると言つてよい。

もちろん、文化は都に近い地域だけに形成されたことは予測できるが、文学の場としても「三田」の場の記述は少ない。

本来、文学を実践する文事と文学に登場する場は違うが、たとえば、『奥の細道』の場合のように、古歌の枕詞の地や数々の源平合戦の古戦場跡などを来訪し、遺跡踏査に文学的情緒を醸し出す姿を見れば、古くに文学の場となることも、後世の文事と結びつくと考えられよう。そのように考えれば、後世からの文事にとっては、一つの調査対象と成りうるのである。

それでは、中世の三田の場合はどうか。

『平家物語』『鶉越』の段において、源義経を中心とした丹波迂回軍がこの近辺を通ったらしい記述を認めるが、「三田」の地名は、いずれの『平家物語』諸本にも名をとどめていない。『太平記』においても、足利尊氏は倒幕後、建武の新政下の内乱において、再三、都周辺で戦を行い、主に敗戦の退路として、三田周辺が出てくるか、合戦の場として名をとどめていない。

室町幕府成立後は赤松氏、嘉吉の乱後は山名氏、戦国期は別所氏、摂津の荒木氏などの攻防の地となった。

中世の三田はむしろ、有馬郡であったといい。しかし、その場合でも、軍記に記されるようなドラマティックな戦いの場はなく、文学の場としても、名を刻んでいない。

中世から時代は近世を迎える。明智光秀の一時期を経て、羽柴秀吉の統治下となった三田は、豊臣秀吉政権下においては穀倉地の一つであった。そのまま、徳川政権下においても農産地域として組み入れられていくわけであるから、おおよそ、文事としての文学的名声は得られない。

このような時代の流れの中でも、三田に名刹の寺社は多く名を残している。その盛況を示す文書も数多く残っている。そのような状況からは、文学活動の胎動は名刹の寺社を中心として存在したことは想像できるが、「三田」とい

う文化圏の存在自体が危うかったのではなかったのかと推論する。

もつとも、ここでいう文事とは、文字による文学活動について述べており、芸能を対象とすれば、この評価はあてはまらない。特に中世を代表する民衆芸能『田楽』については、現在の三田市貴志の御霊神社など、県下では三田市に集中して伝承されていることが報告されている¹⁰⁾。そのような民俗的な文化の成熟という意味からは、三田の文化の水準はまったく違った評価が得られるのではなからうかと考える。

その一例として、推測するのが「連歌」である。中世より近世初期にかけて、連歌の世界は和歌に劣らぬ文芸となった。武家の間においても、広く流行した。連歌の名家里村家の住む京都に近い三田の地での活況は容易に想像できる。

やがて連歌は俳諧と展開する。連歌、俳諧に関して、三田の人々がいかに関わっていったか。顕著な資料を有しない。

しかし、ここに貞門俳諧の二大発句集『玉海集』〔安原貞室編 明暦二（一六五〇）年刊〕（発句数二六二〇余句、付句数五八〇余句、作者数六五八人）に以下の入句を知る。

▼巻一 春の部 桜

錢ならて虎の尾の花やあな見事 撰州三田住 重香

▼巻一 春の部 桃

糟ならて是もみの日のはらひかな 撰州三田住 重香

▼巻一 春の部 春草

助つむ子の名や鬼にかなほうし 撰州三田之住 重香

▼巻二 夏の部 杜若

沢やかにあらふやかほるかほよ花 撰州三田ノ住松永氏 親次

▼卷三 秋の部 仙翁花

折をいかること葉やあらら仙翁花 撰州三田之住 重香

▼卷三 秋の部 むし

声をきく人にはむるや響むし 撰州三田住 無及

▼卷三 秋の部 秋田

里の長田たはかるは是かまたかな 撰州三田住 重香

▼卷三 秋の部 菊

白菊の歌人も霜のみつねかな 撰州三田住 重香

▼卷四 冬の部 雑冬

咲花の香に又煮茶の花香哉 撰州三田住 無及

▼他に付句巻上に「重香」一句。付句巻下に「重香」二句。

近世前期、三田における俳諧の学びの場がどのように行われたか、現行資料では想像の域を出ないが、右の資料からは、三田に一流の俳人があったことを知る。

この当時、俳諧の世界は、旦那芸に近く、堂上、地下を問う和歌の世界とは違い、経済人の余興であった。

ここに三田においても「撰州三田之住 重香」「撰州三田ノ住松永氏 親次」「撰州三田住 無及」が貞門俳壇に名をとどめているということは、三田俳壇なるものが形成されていたことを物語る。

当時の三田の地を商業路線で都市と結ぶ線は、三ルートに集約できるといえる。一つは「加古川水系」を利用した加古川ルートである。これは加古川下流に及び、現在の加古川市の沿岸部より大坂に至るルートである。また一つは

「武庫川水系」を利用した武庫川ルートである。本来大坂まで直通すべきであるが、武庫川の地質的高低のなさから、宝塚に至るのが精一杯で、それ以降は別の水運を利用していた。と言うことは、このどちらを利用しても近世前期大坂の繁盛のもとに交渉を求めめるのはある程度の困難が生じると言つてよい。さりながら、年貢米などの大量輸送は少々の困難を含んでいてもこの両ルートを用いるしかなく、人々の交流もおのずから大坂に向いたと言える。

しかし、大量の物資流通という必要性を離れば、人々の商いの道としては、大量消費地との交流があればよく、三田の場合、それは陸路による京都との交渉であった。

俳諧のはじめは、中世後期から近世初期における連歌の里村家との交流にあり、その流れをくむ松永貞徳の貞門派のもとで俳諧に精進することは、当時の当然の傾向であった。その貞門俳諧の後継者安原貞室の『玉海集』に三田の俳人がいることは三田の文事が一流であったことを示している。

いずれにせよ、貞門俳諧の俳壇が三田に存した事実からは、西鶴の活躍の場である談林俳壇が、その宗匠西山宗因が貞門俳諧から別れたことを考えれば、ひいては三田と西鶴の結びつく場を仮定することができる。

というよりも、三田の俳壇を通して、西鶴は「話の種」を得た可能性は高くなる。

換言すれば、西鶴文学の情報源として三田が寄与した可能性があると見えるのではなからうか。まだまだ研究の手続きを必要とする結論ながら、今後の課題も含めてむすびとしたい。

註

- (1) 拙稿『日本文芸研究』第四十三卷二号（関西学院大学日本文学会）一九九一年七月。
- (2) 『本朝桜陰比事』五巻の各題簽の下部には、「ちゑ 小判壹両」「ふんべつ 小判貳両」「しあん 小判三両」「じひ 小判四両」「かんにん 小判五両」と記して、巻数名をあらわしている。
- (3) 『本朝桜陰比事』の考察——巻頭章の方法について『国語国文論集』（安田女子大学日本文学会）二十四号 一九九四年一

- 月、「本朝桜陰比事」試論——巻頭の意義をめぐって」『安田女子大学紀要 二十二号』一九九四年、「本朝桜陰比事」試論——巻一の諸章にそくして」『安田女子大学大学院開設記念論文集』一九九五年等。
- (4) 「酒吞童子」説話については、檜谷昭彦氏が「作品研究から作家論への展開」『国文学解釈と鑑賞』第四十四巻十二号、一九七九年十一月で詳述された。その後、杉本好伸氏は前註(3)のご論文や、「西鶴と説話——酒吞童子・道真」をめぐる手法——『国語国文論集』（安田女子大学日本文学会）二十五号 一九九五年一月、さらに「西鶴と雷・地獄——作品背景としての発想基盤——」『安田女子大学紀要 二十三号』一九九五年、などで、「酒吞童子」説話に「菅原道真説話」を加えた虚実ない交ぜの手法を論証された。
- (5) 『三田市史 下巻』一九六五年刊。
- (6) 新編西鶴全集編集委員会『新編西鶴全集 第三巻』（勉誠出版）二〇〇三年刊。本文挿絵解説は森田。
- (7) 竹内 誠編『徳川幕府事典』（東京堂出版）二〇〇三年刊。
- (8) 染谷智幸氏「西鶴の浮世草子と祝言（その二）——序章末尾の祝言をめぐって——」『日本文学論叢』第十号 一九八五年三月。
- (9) 註(5)に同じ。
- (10) 神戸新聞社学芸部兵庫探検民俗編取材班編『復刻 兵庫探検 民俗編』（神戸新聞総合出版センター）一九九六年刊による。

なお、「五、近世三田の文事」については、『兵庫県の歴史』（山川出版社）二〇〇四年刊を参照している。テキストは、対訳西鶴全集『本朝桜陰比事』第十一卷（明治書院）一九八二年刊を用い、旧字は適宜改訂した。

※本論考は、二〇〇五年度関西学院大学春季オープンセミナー（於 神戸三田キャンパス講座）において、「三田学入門」（コマーディネーター 森田雅也）と題し、連続講座が開講されたが、その際の五月二十八日（土）に森田が講演した「三田の文学と歴史」に基づいたものである。